

分離発注工事の受注制限に関する取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の受注機会の均等・拡大による建設事業者の育成を目的に、綾部市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、分離発注を行う場合の競争入札における同一業者の受注制限（分離発注受注制限方式）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、分離発注工事とは、専門業種又は専門工種に分けて発注するものや同一工種の工事を分けて発注する方式で、同一現場内や連続する区間の工事をその工事の各種構成部分に分離して発注するものをいう。

(受注制限)

第3条 分離発注を行う場合において、同一業者の受注を制限するため、競争入札を執行するときは、対象の工事及び落札者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の下位の工事について、入札の状況及び入札方式に応じ、それぞれ次の各号に定める手続を行うものとする。

- (1) 入札書を無効とみなす手続
- (2) 入札参加を認めない手続
- (3) 指名を回避する手続

(適用対象)

第4条 適用対象とする工事については、入札公告又は指名通知書等にその旨を明示し入札参加者に周知することとする。

(適用の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、分離発注における同一業者の受注制限を行わないこととする。

- (1) 入札の状況から、入札不調となるおそれがある場合
- (2) 入札参加見込業者数及び入札参加業者数等の状況から、入札参加者が極めて少数になるなど、競争性が確保できないおそれがある場合
- (3) 共同企業体方式の工事については、共同企業体の構成員の全てが同一でない場合
- (4) 市長が特に必要と認める場合

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。